

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「警察用車両、警察用船舶、警察用航空機その他の」を削る。

第22条第3号中「、警察用船舶及び警察用航空機」を「及び警察用船舶」に改め、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

「 警備課

第46条中「7課」を「6課」に、 オリンピック・パラリンピック対策課 を
危機管理課 」

「
警備課
に改める。
危機管理課
」

第50条に次の1号を加える。

(9) 航空隊に関する事。

第55条第2項中「及び警察本部第三留置施設」を「、警察本部第三留置施設及び警察本部第四留置施設」に改める。

第56条の2第2項第2号中「整備」を「管理、整備及び登録手続」に改め、同項第3号を削る。

第57条の4第2項に次の1号を加える。

(7) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関する事。

第57条の5第2項第5号を削る。

第58条を削り、第57条の8を第58条とする。

第63条の次に次の1条を加える。

(航空隊)

第63条の2 警備課に、航空隊を附置する。

2 航空隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察用航空機による災害その他の場合における警備実施、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。
- (2) 警察用航空機の整備に関すること。

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。